

第3章 重点的な取組

1 重点的な取組の概要

みえっこプランでは、めざす姿の実現に向けて、次のとおり6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めることとしています。

基本的施策【子ども条例の条項】	重点的な取組
(1) 子どもの安全・安心の確保【第11条】	1 子どもの権利侵害への対応
	2 子どもを取り巻くリスクへの対応
(2) 子どもの権利について学ぶ機会の提供【第12条】	3 子どもの権利に対する理解の向上
(3) 子どもの育ちへの支援【第13条】	4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実
	5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援
	6 社会的養育の推進
	7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援
(4) 子どもの意見表明及び社会参画の促進【第14条】	8 子どもの意見表明及び社会参画の促進
(5) 子育て家庭への支援【第15条】	9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
	10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進
(6) 若者支援	11 若者への支援

※基本的施策(1)～(5)は、子ども条例で規定している「基本的施策」に対応しています。

※基本的施策(6)は、めざす姿の「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」に対応しており、子どもから自立した大人に成長する過程である青年期において、固有の課題に対して支援を行うものです。

子ども条例

(子どもの安全・安心の確保)

第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

- 2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
 - 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
 - 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
 - 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援
- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その成長が保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

- 2 県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

2 重点的な取組の進展度

11の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、A（順調）・B（おおむね順調）と評価した取組は8項目、C（やや遅れている）・D（遅れている）と評価した取組は3項目となりました。

重点的な取組	進展度	
	R 6	R 7
1 子どもの権利侵害への対応		B
2 子どもを取り巻くリスクへの対応		B
3 子どもの権利に対する理解の向上		C
4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実		A
5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援		A
6 社会的養育の推進		B
7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援		A
8 子どもの意見表明及び社会参画の促進		A
9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援		B
10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進		C
11 若者への支援		C

【重点的な取組の進展度について】

みえっこプランで掲げためざす姿（全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重）の実現に向け、11の重点的な取組を設定し、それぞれの重点的な取組について「5年後のめざす姿」を示しています。

さらに、進行管理を行うため、重点目標を設定し、取組の進捗を評価しています。

重点的な取組の進展度は、重点目標の達成状況や取組状況などをふまえて、「5年後のめざす姿」に示された状況が達成されているかという観点から、重点的な取組ごとに進展度を判断しています。

【重点的な取組の進展度の評価基準】

重点的な取組の進展度（A～D）の判断にあたっては、基本的には、重点目標の評価のうち最も多い評価区分（a b c d）と同じ評価（A B C D）を採用していま

す。

ただし、重点的な取組における各重点目標の重要度合いはさまざまであり、また、各重点目標が基本事業の全てを網羅しているわけではないことから、取組状況や外部要因などを勘案して、総合的に進展度を判断します。

重点目標の評価区分が、異なる2種類以上で同数かつ最多となった場合は、重点目標の重要度合いや取組状況をふまえて、適切な評価を選択します。

※重点目標の評価基準

評価	重点目標の達成状況
a (達成)	100% (1.00)
b (おおむね達成)	85%以上 100%未満 (0.85 以上 1.00 未満)
c (達成が不十分)	70%以上 85%未満 (0.7 以上 0.85 未満)
d (達成度が低い)	70%未満 (0.7 未満)

【重点的な取組1】 子どもの権利侵害への対応

(5年後のめざす姿)

子どもの権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応ができる体制づくりが進むとともに、子どもが相談しやすい環境や権利救済の仕組みが整備されています。

主な取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待対策【子ども・福祉部】 2 いじめ対策【教育委員会】 3 自殺対策【医療保健部】【教育委員会】 4 体罰・不適切な言動の根絶【教育委員会】 5 不適切保育の防止【子ども・福祉部】 6 子どもからの相談への対応【子ども・福祉部】 7 子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組みの整備【子ども・福祉部】
--------	---

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	B	判断理由	「こども家庭センターの設置市町数」については、目標を達成し、「いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもの割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 児童虐待対策	<p>○令和7年7月に施行した改正「子どもを虐待から守る条例」の施策を具現化するため、改正条例に基づく「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」を策定しました。また、一時保護の司法審査制度導入に係る弁護士の増員や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施、警察との連携強化に向けた、警察と児童相談所との合同研修等に活用する研修動画の作成等の取組を通じて、児童虐待対応力のさらなる強化を図りました。</p> <p>○児童相談所の相談体制の強化に向けて、子どもに身近なツールであるSNSを活用した相談対応を行うとともに、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みました。加えて、学校等のモニタリング事業により、児童や保護者の状況や家庭環境の変化をきめ細かく把握しました。また、AIの活用については、国の動向やAIの発展状況にも注視しつつ、活用の在り方について検討を進めました。</p> <p>○親子関係の再構築に向けた取組として、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等（145人受講）を実施するとともに、保護者にプログラムの提供（のべ17世帯）を行いました。</p> <p>○市町の児童相談体制を強化するために、市町・関係機関の連携強化を図りました。また、「こども家庭センター」の設置促進に向けて、新たに、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を実施し、市町の虐待対応力強化の支援を行うとともに、センターに配置される統括支援員を対象とした研修（23名受講）を実施しました。</p>

	<p>○子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けて、アドボケイトの児童相談所一時保護所や児童養護施設等への派遣に取り組みました。また、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう、原籍校への登校支援について拡充を検討する等、支援の充実を図るとともに、さらなる子どもの権利擁護の推進を図るため、北勢児童相談所一時保護所において第三者評価を実施し、一時保護児童への支援を強化しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
<p>(2) いじめ対策</p>	<p>○児童が社会性や規範意識を高められるよう、小学校の5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業を実施しました。加えて、弁護士と作成した動画教材を活用するなど、公立小学校において、いじめ予防授業を実施しました。</p> <p>○いじめ対応情報管理システムを活用し、学校で認知したいじめの情報を、市町等教育委員会や県教育委員会が遅滞なく共有することで、困難な事案やいじめに起因する欠席がある事案等に対して、関係機関が連携して迅速かつ適切に対応しました。</p> <p>○いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置しました。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行いました。</p> <p>○インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
<p>(3) 自殺対策</p>	<p>○市町や学校等と連携して、児童生徒や学生への精神保健及び自殺予防授業（5校6回1,076名参加）や教職員への啓発（3回110名参加）等を実施しました。</p> <p>○児童生徒の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣（5件）しました。</p> <p>○主に39歳以下の子ども・若者を対象に、身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談支援(1,486件)を行いました。また、SNS上の広告においても周知を図りました。</p> <p>【以上、医療保健部】</p> <p>○悩みを抱える子どもとその保護者が決して孤立せず、周囲にいる大人や子どもの誰もがSOSに気づき寄り添うことができるよう、中高生、教職員、保護者向けの子どもの自死予防のための動画教材を作成しました。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p>(4) 体罰・不適切な言動の根絶</p>	<p>○教職員の体罰について、学期に1回程度、児童生徒に対して体罰に係るアンケート及び面談等を実施し、体罰の実態の的確な把握に努め、体罰及び不適切な言動の根絶に取り組みました。</p> <p>○「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を改訂し、研修題材となるよう、実際に起こった事例をもとにした体罰及び不適切な言動に関する事例シートを作成しました。</p> <p>○コンプライアンス研修を実施し、教職員一人ひとりが自らの行動について改めて考え直す機会を設けました。</p>

	○学校における「体罰に関する電話相談窓口」において、子どもや保護者からの相談対応（14件）を行いました。相談者の気持ちに寄り添って話を聴くとともに、相談者の理解を得たうえで関係各課と連携し、問題の解決に努めました。 【以上、教育委員会】
(5) 不適切保育の防止	○不適切保育を防止し、保育の質向上を図るため、私立保育所等を対象として、臨床心理士である保育士支援アドバイザーが保育所等に赴く、アウトリーチの相談支援事業（50回）を行いました。 ○虐待、発達障がい、保護者等への関わり等、保育現場において求められる専門性の高い保育士等の養成を図るため人権保育専門研修（24回）を開催しました。 【以上、子ども・福祉部】
(6) 子どもからの相談への対応	○子ども条例に基づく、子どもが自ら電話やSNSで相談できる窓口「こどもほっとダイヤル」において、子どもとともに悩みごとの状況や気持ちを整理し、寄り添いながら子ども自身が問題を解決できるように支える相談対応を行いました。子どもだけで解決が難しい虐待やいじめ等の相談は、子どもの意向を確認しながら関係機関と連携し対応しました。 【子ども・福祉部】
(7) 子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組みの整備	○既存の県の子どもの相談窓口や子どもへの相談窓口の案内方法を調査するとともに、子どもが自身の状況に応じて最適な相談先を見つけられる案内機能を備えた「子ども向けポータルサイト」を整備に向けて、先行自治体への調査や関係機関との協議、学校現場への視察等を行いました。 【子ども・福祉部】

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
こども家庭センターの設置市町数							
15市町	23市町 24市町	1.00	25市町	26市町	27市町	29市町	a
いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもの割合							
小学生 95.9% (R5年度)	99.2% 94.9%	0.96	100%	100%	100%	100%	b
中学生 97.7% (R5年度)	99.5% 96.7%	0.97	100%	100%	100%	100%	
高校生 92.3% (R5年度)	98.5% 92.7%	0.94	100%	100%	100%	100%	

モニタリング指標	現状値	最新値
体罰の発生件数	4件 (R5年度)	4件 (R6年度)
子ども専用相談窓口「こどもほっとダイヤル」の相談件数	922件 (R5年度)	電話 231件 SNS 254件 (R7年度)
保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率(再分離率)	R7年度から 調査	プログラム提供 保護者数 17世帯 再発率(再分離率) 27.2%

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 児童虐待対策	<p>○令和8年3月に策定した「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」に基づき、切れ目なく子どもを虐待から守るための取組を推進する必要があります。このため、児童相談所一時保護所への弁護士アドボケイトの導入や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修を有識者からの助言を得つつ開催するとともに、児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築を行うことで連携体制の整備等を進め、子どもの権利擁護や児童虐待対応力を強化します。</p> <p>○児童相談所の相談体制を強化するために、子ども等が相談しやすいツールの提供や職員の判断の質を向上させる取組が必要です。そのため、引き続きSNSを活用した相談対応に取り組むとともに、外国につながる子どもの虐待対策として、北勢・鈴鹿児童相談所に加えて、新たに中央児童相談所において外国人支援員による通訳支援や家庭訪問の同行を実施します。また、学校等でのモニタリング事業を継続して実施します。</p> <p>○親子関係の再構築支援が必要な保護者を、速やかに保護者支援プログラムへつなぐため、また虐待の再発や再度の家庭分離へ至る前に、保護者が相談できるよう、関係機関職員の技術向上や仕組みづくりが必要です。そのため、引き続き、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等を実施するとともに、市町や児童家庭支援センター等の地域で保護者支援プログラムが実施できるよう仕組みづくりを行います。</p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見に向けては、住民に身近な市町において関係機関と連携した支援が必要です。そのため、市町「こども家庭センター」の開設促進及び運営の質の向上に資する研修や助言を引き続き実施します。また、「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の本運用を開始することで、市町間の情報共有を促進するとともに、児童相談対応力の向上に資する情報提供等を行い、各市町の対応力強化を図ります。</p> <p>○施設入所児童等の意見・意向表明や権利擁護の推進が必要です。このため、アドボケイトの児童養護施設等への派遣に加え、乳児院への派遣を拡充するとともに、中央児童相談所一時保護所において第三者評価を実施します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

<p>(2) いじめ対策</p>	<p>○弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、県内の公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。</p> <p>○多様化・複雑化するいじめの問題から子どもを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、引き続き子どもが安心して相談できる体制の充実を図ります。</p> <p>○インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。</p> <p>○「いじめ対応情報管理システム」を活用して、学校が認知したいじめの早期対応と深刻化の防止のために、学校に対して支援を行う「いじめ対策専門チーム（仮称）」の令和9年度の設置に向けた準備を進めます。</p> <p>【以上、教育委員会】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">令和7年度みえっこ会議で届けられた声(テーマ:いじめ)</p> <p><子どもからの提案> 学校ごとに、カウンセラーや担任以外の先生に相談できる体制を作してほしい。</p> <p><提案に対する県の対応> 子どもの気持ちや意見を聴き、その思いを届けたい人に届けることや、意見をまとめる支援「子どもアドボカシー」を学ぶことができる、児童、生徒、教職員向けの3種類の動画教材を作成し、子どもが意見表明できる環境づくりに取り組みます。</p> </div>
<p>(3) 自殺対策</p>	<p>○市町や学校等と連携して、児童生徒や学生への精神保健及び自殺予防授業や教職員への啓発等を実施します。</p> <p>○自殺リスクの高い子ども・若者への早期介入と支援強化のため、学校や市町等、地域の関係機関を支援対象とする三重県子ども・若者の自殺危機対応チームを設置し、困難事例について専門的な支援者支援を行うことによって、子ども・若者の自殺防止を図ります。</p> <p>○子ども・若者が悩みや不安を抱えた時に必要な相談ができる体制が必要であるため、引き続き、悩みを抱える若者に対して、身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談支援を行います。また、SNS上の広告においても周知を図ります。</p> <p>【以上、医療保健部】</p> <p>○作成した自死予防のための動画教材を、引き続き各学校で活用するよう、県立学校長会議や生徒指導担当者会議を通じて周知します。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p>(4) 体罰・不適切な言動の根絶</p>	<p>○令和7年度も体罰による処分事案が発生したことから、体罰に係るアンケート等を継続して行い、体罰及び不適切な言動の根絶に粘り強く取り組みます。</p> <p>○教員一人ひとりが自らの行動について改めて考え直す機会を設けるため、引き続き、コンプライアンス研修を実施します。</p>

	<p>○学校における体罰の問題について、子どもや保護者からの訴えを受け止め、問題の早期解決を図るため、「体罰に関する電話相談窓口」を継続し、子ども及び保護者からの相談に対し、速やかで適切な対応を行います。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
(5) 不適切保育の防止	<p>○多様化・高度化する保育ニーズや子どもの育成支援に対応するため、保育士等の専門性を確保していく必要があります。引き続き保育所等に対する相談支援や保育士等に対する専門的な研修を実施することにより、専門性を確保し、保育の資質向上を図っていきます。</p> <p>【子ども・福祉部】</p>
(6) 子どもからの相談への対応	<p>○「こどもほっとダイヤル」について、電話での相談件数が減少傾向であるため、令和7年8月より子どもが相談しやすい相談体制を構築するためSNS相談を開始したところ、電話相談の件数を上回る相談件数となりましたが、電話相談に比べてSNS相談は情報量が少なく、関係機関につなぐ際に個人を特定することが難しい場合があります。そのため、SNS相談を実施している他の相談窓口の実施状況を参考にしながら、子どもの権利を守ることのできる相談窓口の運営に取り組めます。</p> <p>【子ども・福祉部】</p>
(7) 子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組みの整備	<p>○令和7年度の調査結果等をふまえ、令和8年度は、県の子どもに関する情報を一元化した「子ども向けポータルサイト」を整備し、子どもが必要な情報を主体的に入手できる環境を構築するとともに、相談窓口や居場所へのアクセス環境の改善に取り組めます。</p> <p>【子ども・福祉部】</p>

【重点的な取組2】 子どもを取り巻くリスクへの対応

(5年後のめざす姿)

学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働のもと、子どもをリスクから守る取組が進んでいます。

また、子ども自身が身近に起こりうる問題として捉え、自ら危険を予測し回避する力を身につける機会が充実しています。

主な取組内容	1 インターネットに関わるリスクへの対応 【子ども・福祉部】【教育委員会】【警察】 2 性犯罪・性暴力対策【環境生活部】【教育委員会】【警察】 3 通学路等の安全確保【子ども・福祉部】【県土整備部】【教育委員会】【警察】 4 防災対策【教育委員会】【防災対策部】
--------	---

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	B	判断理由	「青少年等インターネット安全利用促進出前講座の受講者数(累計)」「通学路の安全対策が実施された箇所の割合」「家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度的主要な取組

取組名	実施概要
(1) インターネットに関わるリスクへの対応	<p>○児童生徒、保護者を対象とした「安全・安心インターネット・SNS利活用講座」を実施し、インターネット・SNS利用の際の危険性や注意点について啓発を図りました。 【子ども・福祉部】</p> <p>○各学校で教育活動全体をとおした情報モラル教育が行われるよう、文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座、児童生徒及び保護者向けの啓発資料を提供するなどの支援を行いました。</p> <p>○県立学校の生徒指導担当者に対し、「インターネット・SNSに関わる少年の非行情勢」、「闇バイト」に関する研修を行いました。 【以上、教育委員会】</p> <p>○児童生徒を対象に、インターネットの危険性や適切な利用方法を理解してもらうため、インターネット利用に起因する犯罪被害やその未然防止対策を内容としたネットトラブル防止教室（227回）を行いました。</p> <p>○保護者を対象に、最新の被害情勢や青少年有害情報フィルタリングサービス利用促進等を啓発する教室（11回）を行いました。</p>

	<p>○主に中高生を対象とするターゲティング広告等（3回）を活用し、SNSに起因する犯行の危険性、被害の実態を周知し、被害防止対策を行いました。</p> <p>○児童生徒及び保護者を対象として、SNS等を通じた犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）による犯罪への加担や性被害等を防止する啓発資料を作成し、教育委員会等と連携し、県内の学校（小・中・高等学校）に対し周知（3回）しました。</p> <p>【以上、警察本部】</p>
<p>(2) 性犯罪・性暴力 対策</p>	<p>○性暴力によって心身や個人の尊厳に侵害を受けた被害者等への支援とともに、性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定しました。また、ラジオやテレビ、チラシ・リーフレットを活用して条例の周知・啓発を実施するとともに、性暴力に関する実態調査を行い、条例に基づく推進計画の策定を進めました。</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談対応、病院への付添支援、心理的カウンセリング等（相談件数638件）、被害者等に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しました。また、「よりこ」の連携協力病院を拡充（累計29病院）するなど、支援体制の充実に取り組みました。</p> <p>○「よりこ」の認知度向上及び性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、性被害防止についての理解を深めるための出前講座（667名受講）を実施しました。</p> <p>【以上、環境生活部】</p> <p>○名古屋市等の教員が児童生徒等を盗撮し逮捕された事案を受け、9月に「盗撮防止に向けた対策」をとりまとめ、取組を進めました。</p> <p>○教職員による児童生徒性暴力等を早期に発見し、早期に対応するため、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部及び公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施し、被害の実態を把握するとともに、回答内容をふまえた対応を行いました。</p> <p>○「盗撮防止に向けた対策」の取組の1つとして、県立特別支援学校小学部及び公立小学校の5・6年生の児童を対象とした「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を試行実施しました。</p> <p>○どのような行為や発言が児童生徒性暴力等に当たるのか、また、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることをねらいとした研修動画や、児童生徒への性暴力の根絶や早期発見について学ぶオンデマンド研修動画を作成しました。全ての教職員が研修動画を視聴することにより、ハラスメントに対する認識や感度の向上を図り、児童生徒性暴力等の根絶に取り組みました。</p> <p>○県立学校の生徒指導担当者に対し、「生命（いのち）の安全教育」の説明や警察による性犯罪・性暴力対策教室を案内しました。また、専門機関・講師一覧を作成し、公立学校に周知しました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p> <p>○恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯等について、その早期発見と被疑者の迅速な検挙（福祉犯検挙人員63人）に努め、被害に遭った子どもの保護を図るとともに、子どもの性的搾取等事犯の取締りの強化を図りました。</p>

	<p>○性犯罪被害者の精神的被害の回復、軽減に資する適切な対応を行うため、臨床心理士資格を有する職員により、少年育成支援官等の専門的な知識・技能の向上を図る研修（2回）を行いました。</p> <p>○犯罪の被害者または目撃者等の参考人となった子どもへの事情聴取にあたっては、供述の信用性を確保しつつ精神的な負担軽減を図るため、警察、検察庁、児童相談所が連携し、代表者一人が子どもと面接し、被害状況を聴き取る司法面接（警察官が面接者となる司法面接13回）の取組を推進しました。</p> <p>○愛知、岐阜、三重の三機関（警察、検察、児童相談所）による勉強会（3回）を開催し、連携強化を図りました。</p> <p>○司法面接の面接者を育成するため、専門知識を有する大学講師を招聘して司法面接研修会（32人参加）を開催し、司法面接における聴取技法等の修得を図りました。</p> <p>○警察官を対象とした各種教養において、性犯罪や性暴力の被害者となる子どもに対する司法面接について講義（5回）を行いました。</p> <p>【以上、警察本部】</p>
<p>(3) 通学路等の安全確保</p>	<p>○青少年の被害・非行防止及び育成支援の意識高揚のため、「青少年被害・非行防止夏季強調月間（7～8月）」及び「三重県秋のこどもまんなか月間（子供・若者育成支援推進）（11月）」において、各種啓発活動を実施しました。</p> <p>○青少年を取り巻く有害環境の浄化のため、図書類や携帯電話の取扱事業者、深夜営業のカラオケボックスや漫画喫茶等に対し、青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、健全育成への協力を依頼しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○各県営都市公園において、遊具の定期点検や老朽化した公園施設の更新等、安全・安心な子どもの居場所となる公園の運営管理に取り組みました。</p> <p>○県営北勢中央公園において、公園の出入り口に防犯カメラの増設を行いました。</p> <p>【以上、県土整備部】</p> <p>○高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進と事故の未然防止に向けて交通法規を遵守する意識を高めるため、「三重県高校生バイシクルサミット」を開催し、各校での生徒の主体的な取組を促進しました。</p> <p>○児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、交通安全及び防犯に関する知見を持つ学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくり、高校生による出前授業等をとおして、交通安全教育及び防犯教育を行いました。</p> <p>○学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みました。</p> <p>○公立学校の教員を対象に、校種別の交通安全教育や防犯教育について講習会を行い、指導力向上に取り組みました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p> <p>○子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、子どもが安心して登下校をすることができるよう、要望に応じて防犯教室を実施し、子どもたちの防犯意識の向上を図るとともに、警戒・パトロールを実施しました。</p> <p>○子ども安全・安心の店の拡充活動や、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子どもの見守り活動（145回）を行い、学校や通学路における子どもの安全確保に係る各種取組を推進しました。また、退職した警察官等をスクー</p>

	<p>ルサポーターとして学校に派遣（80回）し、子どもの安全確保等に関する助言を行いました。</p> <p>○幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等での交通安全教室や各種広報啓発活動等において、参加・体験・実践型を中心とした交通安全教育（令和7年中：幼児136回（7,270名）、小学生188回（19,558名）、中学生50回（9,757名）、高校生29回（9,562名）、合計403回（46,147名））を実施しました。</p> <p>○令和8年4月から16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度が導入されることから、中学生・高校生の自転車事故防止に関する短時間動画をSNS広告で配信したほか、教育委員会等と連携し県内の全中学校、高校等に資料を配付して、生徒や保護者へ周知しました。</p> <p>【以上、警察本部】</p>
<p>(4) 防災対策</p>	<p>○子どもを含む県民の防災意識を高め、自助・共助の取組を推進するため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施等に取り組みました。</p> <p>【防災対策部】</p> <p>○学校における防災教育の効果を高めるため、南海トラフ地震の記述等を更新し、防災ノートを改訂しました。また、改訂後の防災ノートを新入生等に配布するとともに、外国人児童生徒用に外国語版（5か国語）を配布しました。</p> <p>○県内4か所で防災教育、防災対策、組織活動に関する防災リーダー研修会（595人参加）を開催しました。</p> <p>○学校の要請に応じて職員や外部の専門家を学校防災アドバイザーとして派遣（280か所）し、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等における、家庭や地域と連携した取組を支援しました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
青少年等インターネット安全利用促進出前講座の受講者数（累計）							
2,688人 (R5年度)	9,688人 9,421人	0.97	13,188人	16,688人	20,188人	23,688人	b
通学路の安全対策が実施された箇所の割合							
97.4% (R5年度)	100% 97.4%	0.97	100%	100%	100%	100%	b
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合							
88.9% (R5年度)	100% 98.6%	0.99	100%	100%	100%	100%	b

モニタリング指標	現状値	最新値
SNSに起因する事犯における被害児童数	24人 (R5年)	11人 (R7年)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) インターネット に関わるリスク への対応	<p>○児童生徒や保護者を対象に、安全・安心なインターネット・SNSの利活用について啓発を図るとともに、他課・他機関における類似の取組との連携を進め、日々変化する子どもを取り巻くインターネット環境や問題への対応を進めます。 【子ども・福祉部】</p> <p>○情報社会の進展に伴い多様化するネット上のリスクから身を守るとともに、情報ツールを主体的に正しく活用できる力の育成に向け、引き続き情報モラル教育を進めます。 【教育委員会】</p> <p>○児童生徒を対象として、インターネットの危険性や適切な利用方法を理解してもらうため、インターネット利用に起因する犯罪被害やその未然防止対策を内容としたネットトラブル防止教室を行います。</p> <p>○保護者を対象として、最新の被害情勢や青少年有害情報フィルタリングサービスの利用促進等を啓発する教室を行います。</p> <p>○主に中高生を対象とするターゲティング広告等を活用し、SNSに起因する性犯罪等の危険性、被害の実態を周知し、被害防止対策を行います。</p> <p>○児童生徒及び保護者を対象として、SNS等を通じた犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）による犯罪への加担や性被害等を防止する啓発資料を作成し、教育委員会等と連携し、県内の学校（小学校・中学校・高等学校）に対し周知し</p>

	<p>ます。また、少年矯正施設等において、管轄署と連携し、犯罪実行者募集情報への加担防止に注力した特別非行防止教室を実施します。</p> <p>【以上、警察本部】</p>
<p>(2) 性犯罪・性暴力 対策</p>	<p>○「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に定める施策を総合的かつ効果的に推進するため、条例に基づく推進計画について策定をめざし引き続き検討を進めます。</p> <p>○性暴力により心身や尊厳に侵害を受けた被害者やその家族に対して必要な支援を早期に途切れなく行うため、「よりこ」を通じ、関係機関との連携の下、SNS相談や警察、病院への付添支援をはじめとした被害者等に寄り添った相談・支援を行うとともに、支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>○県民が性暴力被害者等支援や性暴力根絶の必要性について理解を深めるため、県民に向けた出前講座や子どもの性被害防止、早期発見及び早期対応に資するハンドブックの改訂等に取り組みます。また、「性暴力の根絶をめざす月間」(11月)を中心に、関係機関と連携して条例の周知・啓発等をはじめ、被害者等への支援及び被害防止に対する県民の理解促進や、性暴力の根絶に向けた気運醸成を図ります。</p> <p>【以上、環境生活部】</p> <p>○教職員による児童生徒性暴力等について一層相談しやすい体制をつくるため、「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口に加え、令和8年4月から、中高生を対象としたSNSを活用した相談窓口を整備します。</p> <p>○引き続き、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部及び公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施します。併せて令和7年度に試行実施した調査結果をふまえ、対象者に公立小学校及び特別支援学校小学部の5・6年生を含めて調査する予定です。</p> <p>○次代を担う子どもたちが加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、公立学校における教育・啓発を一層充実させます。</p> <p>○多様化する性被害のリスクから児童生徒を守り抜くため、研修等を通じて教職員一人ひとりの高い意識と組織的な対応力を向上させます。</p> <p>【以上、教育委員会】</p> <p>○恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係、組織的犯罪等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯等について、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図るとともに、子どもの性的搾取等事犯の取締りの強化を図ります。</p> <p>○性犯罪被害者の精神的被害の回復、軽減に資する適切な対応を行うため、臨床心士資格を有する職員により、少年育成支援官等の専門的な知識・技能の向上を図る研修を行います。</p> <p>○犯罪の被害者又は目撃者等の参考人となった子どもへの事情聴取にあたっては、供述の信用性を確保しつつ精神的な負担軽減を図るため、警察、検察庁、児童相談所が連携し、代表者一人が子どもと面接し、被害状況を聴き取る司法面接の取組を推進します。</p>

	<p>○司法面接を行う警察官の技能向上を図るため、専門的知識を有する大学教授等を招聘した研修会を開催するなど、被害者等となった子どもの負担がより一層軽減される取組を推進します。</p> <p>【以上、警察本部】</p>
<p>(3) 通学路等の安全確保</p>	<p>○青少年の被害・非行防止及び育成支援の意識高揚のため、「青少年被害・非行防止 夏季強調月間（7～8月）」及び「三重県秋のこどもまんなか月間（子供・若者育成支援推進）（11月）」において、各種啓発活動を実施します。</p> <p>○青少年を取り巻く有害環境の浄化のため、図書類や携帯電話の取扱事業者、深夜営業のカラオケボックスや漫画喫茶等に対し、青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、健全育成への協力を依頼します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○各県営都市公園において、引き続き遊具の定期点検や老朽化した公園施設の更新等に取り組めます。</p> <p>○再整備を行う県営大仏山公園において、便所を見通しのよい多目的広場の横に配置します。</p> <p>【以上、県土整備部】</p> <p>○子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進するとともに、各校での取組を充実させるため、教職員の学校安全に対する知識や意識を高める講習会等を引き続き進めます。</p> <p>○子どもたちの登下校中の安全確保に向け、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成及びスクールガードの養成を進めます。</p> <p>【以上、教育委員会】</p> <p>○子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、子どもが安心して登下校をすることができるよう、引き続き、要望に応じた防犯教室を通じて子どもたちの防犯意識の向上を図るとともに、警戒・パトロールの実施、子ども安全・安心の店の拡充していくほか、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子どもの見守り活動や通学路等における危険箇所の点検を行うなど、学校や通学路における子どもの安全確保に係る各種取組を推進します。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして学校に派遣し、子どもの安全確保等に関する助言を行います。</p> <p>○県内では、令和7年中の自転車の交通事故死傷者数の約4割を、高校生を含む子どもが占めていることから、特に、中学生・高校生に対し自転車の安全教育の充実が求められています。また、令和8年4月から16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度が導入されたことをふまえ、各学校等と連携し、VR等の教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、引き続き、自転車の安全利用を促す短時間動画をSNS広告等で配信し、広く交通安全意識の醸成を図ります。</p> <p>○子どもは、自動車教習や運転免許の更新時講習等で交通ルールを学ぶ機会のある大人に比べ、その機会が少ないことから、引き続き、あらゆる機会を通じて交通安全教育を実施します。</p> <p>【以上、警察本部】</p>

<p>(4) 防災対策</p>	<p>○子どもを含む県民の皆さんの防災意識の醸成や災害への備えを促すため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施等による啓発活動に取り組めます。また、次代を担う子ども・若者世代の防災意識を向上させるため、防災関係機関等と連携して、三重県誕生 150 周年記念事業として三重県防災フェスを実施します。</p> <p>【防災対策部】</p> <p>○家庭や地域と連携した防災に取り組む学校数が増えるよう支援していきます。</p> <p>○子どもたちがいつでも効果的に、災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身につけることができるよう、学校防災アドバイザーを派遣し、防災ノートを活用した防災学習を推進します。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
---------------------	--

【重点的な取組3】 子どもの権利に対する理解の向上

(5年後のめざす姿)

子ども条例及び子どもの権利に関し、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会が充実し、子どもが権利の主体であることの理解が広がっています。

主な取組内容	1 子どもの権利に関する啓発【子ども・福祉部】 2 子どもの権利に関する学習【教育委員会】
--------	--

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	C	判断理由	「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合については、おおむね目標を達成しましたが、「子ども条例の内容について知っている子どもの割合」「子ども条例の内容について知っている県民の割合」については、目標の達成が不十分及び目標の達成度が低いことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 子どもの権利に関する啓発	<p>○改正した子ども条例及び子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレット(対象年齢別4種類)を多言語で作成(作成過程に子どもが参画し、その意見を反映)し、県内全ての小学校・中学校・高等学校(特別支援学校を含む)等に配布しました。</p> <p>○子どもの育ちを支える大人を対象に、子ども条例や子どもの権利、子どもとの関わり方を学ぶための学習会(26回)を県内各地で開催しました。</p> <p>○大型商業施設等において、子どもと大人が楽しみながら子ども条例や子どもの権利について学ぶイベント(5回)を開催しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(2) 子どもの権利に関する学習	<p>○令和7年発行の「人権教育ガイドライン」に基づき、管理職や人権教育推進担当者を対象とする研修会で、子どもの権利を尊重することの大切さを周知しました。</p> <p>○子どもの権利に係るオンデマンド研修動画として、生徒指導・教育相談分野(5講座)及び特別支援教育分野(2講座)の講座を配信しました。</p> <p>○子どもの人権に関する学習について、研究校において県教育委員会が発行している人権学習指導資料等を活用した実践研究を進め、取組を公開しました。また、研究内容の普及を図るため、「報告集」を作成し、各学校や市町教育委員会等に配付しました。</p> <p>○令和7年度に作成した「個別的な人権問題に関する学習促進資料Ⅱ」に教科等さまざまな教育活動の中で子どもの人権について学ぶための資料を掲載し、各学校や市町教育委員会に配付しました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
子ども条例の内容について知っている県民の割合							
4.4%	14.0% 3.8%	0.27	23.0%	32.0%	41.0%	50.0%	d
子ども条例の内容について知っている子どもの割合							
6.3%	14.0% 11.4%	0.81	23.0%	32.0%	41.0%	50.0%	c
「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合							
小学校 98.5% (R5年度)	99.3% 99.4%	1.00	100%	100%	100%	100%	b
中学校 93.9% (R5年度)	96.0% 94.6%	0.99	98.0%	100%	100%	100%	
県立学校 83.5% (R5年度)	87.6% 89.5%	1.00	91.7%	95.8%	100%	100%	

モニタリング指標	現状値	最新値
「子どもの権利条約」や「子ども条例」等、子どもの人権について理解している教職員の割合	R7年度から 調査	98.6%

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 子どもの権利に関する啓発	<p>○子ども条例の認知度向上にむけて、引き続きパンフレットを活用した出前講座を継続するとともに、みえ次世代育成応援ネットワークや子どもの居場所といった、子どもの育ちを支える大人を中心に周知啓発を強化します。</p> <p>○子ども条例や子どもの権利について、楽しみながら学べる学習コンテンツを含んだ県の子どもの関わる情報を一元化したポータルサイトを整備します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(2) 子どもの権利に関する学習	<p>○各学校において、令和7年度に配付・周知した「人権教育ガイドライン」に基づく取組が進められるよう、引き続き研究校における実践研究を行い、研究内容を各学校に普及させていきます。</p> <p>○教科等さまざまな教育活動の中で、子どもの人権に関する学習が行われるよう、令和7年度に作成した「個別的な人権問題に関する学習促進資料Ⅱ」の周知を図るとともに、教職員向けの講座等で人権学習指導資料を活用した学習の進め方を発信します。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>

【重点的な取組4】 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

(5年後のめざす姿)

子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会が増えています。

主な取組内容	1 多様な学び、遊び・体験機会づくり 【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 2 子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり【子ども・福祉部】 3 不登校の子どもへの支援【教育委員会】【環境生活部】
--------	--

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	A	判断理由	<p>「子どもが主体的に参画するイベントの数」、 「子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数」については、目標を達成し、「不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。</p>

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 多様な学び、遊び・体験機会づくり	<p>○みえこどもの城において、子どもの健康増進、情操の涵養等、子どもの育ちを支えるため、遊びや体験、交流の場を提供しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラネタリウム投影や全天周映画上映、天文イベント（29回） ・芸術・科学分野の工作提供（60回） ・遊具コーナー、クライミングウォールの運営（1日平均6回）及びイベント（5回） ・イベントホールでの体験型イベント（4企画） ・舞台スペースでの遊び・体験イベント（45回） ・多目的スペースでの食育イベント（10回） ・屋外スペースにて、自然体験等のイベント（3回） <p>開館日数：265日（年間） 工事休館（28日） 開館時間：9時30分～17時（冬期 9時30分～16時30分）</p> <p>○みえこどもの城において、乳幼児とその親を対象とした乳幼児の育ちの質を確保する取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽会、ふれあい遊び、アート体験等（24回） ・助産師等の専門家による相談会（6回）

- みえこどもの城において、子ども・若者主体の企画運営による遊び・体験・科学・工業分野のイベントを実施しました。
 - ・キッズスタッフによるイベント（2回）
 - ・中高生・大学生によるイベント（2回）
 - みえこどもの城において、地域の方々（企業・団体・学校・青少年育成市町民会・ボランティア等）と協働し、地域協働大型イベント（6回、67企業・団体参加）を実施しました。
 - 地理的な問題等でみえこどもの城に来館が困難な子どものため、みえこどもの城「移動児童館」等において、県内の全域の子どもの対象に、県内児童館や放課後児童クラブ等に工作やカプラ等の遊びを届ける事業（99回）を実施しました。
 - 地域の子どもたちに学びや体験の機会を提供するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等において、「オシゴトチャレンジ ミエキッズ（子どもの会社見学）」（38回）を実施しました。
 - 子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園に係る保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の事業（84事業）を採択しました。また、好事例の横展開を目的として、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。
 - 自然保育に関するガイドライン策定に向け、自然保育を先進的に進める園への視察（4園）を行いました。
 - 発達段階や年齢に応じたプレコンセプションケア啓発用パンフレットを小学校・中学校・高等学校や大学、企業等に配布し、授業や出前講座、ライフプラン教育、イベント等で活用しました。
 - 医療・教育・保健・行政関係者、思春期相談に携わる方々を対象とした、思春期保健指導セミナーを開催しました。（R7年度テーマ：「今、思春期世代にとって何が問題？」）
- 【以上、子ども・福祉部】
- 子どもたちに本物の文化に触れる機会を提供するため、アーティストや専門機関と協働して、小学校や特別支援学校（65校）において優れた文化を体験できる事業を実施しました。
- 【環境生活部】
- 子ども・学生グループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動に係る受入体制の強化に向け、人材育成のための安全管理講習会（1回）、グリーン・ツーリズムインストラクター育成スクール（1回）や農林漁業体験民宿の開業支援のためのセミナー（1回）を実施しました。
- 【農林水産部】
- 地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組、地域学校協働活動を支援しました。
- 【教育委員会】

<p>(2) 子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり</p>	<p>○不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、「三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金」を新たに創設し、県内フリースクール等運営団体に対して運営補助（19 団体）を行いました。</p> <p>○中高生世代の居場所づくりに先駆的に取り組む実践者を講師として招き、子どもの居場所運営者、市町、社会福祉協議会等を対象として、中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催しました。</p> <p>○子ども食堂等の身近な地域にある子どもの居場所が持続可能な取組となるよう、アドバイザー派遣や勉強会の開催等人材育成支援を行うとともに、子ども向け学習支援を行う団体や、スポーツや文化、芸術等の子ども向け体験活動を行う団体を対象に、必要経費の一部を助成しました。</p> <p>○子どもの居場所の抱える課題や個々の“ニーズ”と、地域で子どもの居場所の活動を支援したいと考える企業等の“シーズ”を見える化し、双方をマッチング・コーディネートすることで、子どもの居場所の抱える課題の解決やニーズを満たし、子どもの居場所の運営を支援しました。</p> <p>○放課後児童クラブへの運営費補助（29 市町）及び放課後児童クラブを利用するひとり親家庭に対する利用料の補助（27 市町）、放課後児童支援員等の確保に向けた研修の実施等に取り組みました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
<p>(3) 不登校の子どもへの支援</p>	<p>○令和6年度から引き続き、フリースクール等を利用する私立学校の児童生徒等のうち、経済的事情がある世帯に対し、利用料を支援する補助制度を設けています。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>○学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて支援に取り組みました。</p> <p>○学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、子どもへの相談支援体制の強化を進めるとともに、適切な支援につなげるために保護者を対象とした相談会を開催しました。</p> <p>○全ての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置して地域の福祉や医療と連携した取組を継続するとともに、不登校支援アドバイザーによる助言を行いました。</p> <p>○子どもの自己肯定感やレジリエンスを育むため、自己理解を深め、他者との関わりを深化させる発展的・応用的なプログラムの作成に取り組みました。</p> <p>○スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等をまとめた活用ガイドブックを作成・周知し、潜在的に支援が必要な子どもを早期に把握し、適切な支援につなげました。</p> <p>○令和7年4月に学びの多様化学校の機能をもつ県立みえ四葉ヶ咲中学校を開校し、社会的自立をめざす不登校児童生徒を支援しました。また、学校の設置及び運営に関する知見をもとに学びの多様化学校設置の手引きを作成し、各市町に周知しました。</p> <p>○フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に対し、利用料の補助を行いました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
子どもが主体的に参画するイベントの数							
4回 (R5年度)	6回 13回	1.00	14回	14回	14回	14回	a
子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数							
181か所 (R5年度)	295か所 298か所	1.00	350か所	350か所	350か所	350か所	a
不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置割合							
62.1% (R5年度)	87.8% 86.5%	0.99	95.7%	100%	100%	100%	b

モニタリング指標	現状値	最新値
思春期教室・相談事業を実施している市町数	19市町 (R6年度)	20市町 (R7年度)
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談をした割合	小学生 63.5% (R5年度)	小学校 60.1% (R6年度)
	中学生 60.4% (R5年度)	中学校 60.1% (R6年度)
	高校生 49.2% (R5年度)	高校生 46.5% (R6年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 多様な学び、遊び・体験機会づくり	<p>○引き続き、みえ子どもの城において、子どもの健康増進、情操の涵養等子どもの育ちを支えるため、遊びや体験、交流の場の提供、乳幼児とその親を対象とした乳幼児の育ちの質を確保する取組、子ども・若者主体の企画運営による遊び・体験・科学・工業分野のイベントの実施、地域の方々（企業・団体・学校・青少年育成市町民会・ボランティア等）と協働し、地域協働大型イベントの実施等に取り組めます。</p> <p>○みえこどもの城において、三重県誕生150周年記念事業として、文化体験イベント等を子どもたちが参画して開催します。</p>

- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、「オシゴトチャレンジ ミエキッズ（子どもの会社見学）」を行い、引き続き子どもたちの多様な学び、体験機会の提供に取り組んでいく必要があります。そのため、より多くの企業等と見学先団体とのマッチングができるよう、制度の周知を図るとともに、会社見学を受け入れる企業側にとってもメリットを享受できる仕組みを整備します。
- 「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町が地域の実情等に合わせて工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助金を交付します。補助金は2つの枠を設けて、子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組を支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について補助金を交付します。
- 引き続きみえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、ガイドライン策定を進めていきます。
- 引き続き、発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めるとともに、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、将来の健康を考えて健康管理を行う」概念であるプレコンセプションケアの取組を強化します。
【以上、子ども・福祉部】
- 引き続き、子どもたちに本物の文化に触れる機会を提供するため、アーティストや専門機関等と協働して、各県立文化施設等において優れた文化を体験できる事業を実施します。
- 三重県誕生 150 周年と「三重県環境学習センター」のリニューアルをふまえ、将来を担う子どもたちに、楽しみながら環境について学べる啓発イベントを開催します。
【以上、環境生活部】
- 農山漁村地域でのふるさと体験活動を進めるため、人材育成や農山漁村体験民宿の開業支援を、引き続き行います。
【農林水産部】
- 学校・家庭・地域が一体となった教育をより一層推進するため、引き続き、市町が行うコミュニティ・スクールの導入や充実、地域学校協働活動に対して支援を行うとともに、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、市町等を対象にした推進協議会等の開催に取り組めます。
【教育委員会】

	<p>令和7年度みえっこ会議で届けられた声(テーマ:文化継承でより良くつながりのある地域に)</p> <p><子どもからの提案> 三重県の文化施設や史跡、文化体験について、HPやSNS等を活用して、子どもに分かりやすく、興味を持てる情報を発信してほしい。</p> <p><提案に対する県の対応> 新しく構築する「子ども向け情報ポータルサイト」を活用して、文化に関するイベント情報も子どもに分かりやすく発信する予定です。 また、イベント情報を発信する際は、子どもが興味を持てるよう、過去のイベントの様子を写真で分かりやすく紹介するなど、子どもが「行ってみたい!」と思えるような工夫を行います。</p>
<p>(2) 子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり</p>	<p>○令和7年度から創設した「三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金」について、フリースクール等の安定的・持続的な運営及び活動につなげていく必要があります。引き続き、現場で活動しているフリースクール等の運営団体の声を聞きながら、より活用しやすいよう継続的に見直しを実施します。</p> <p>○子どもの居場所の抱える課題や個々の“ニーズ”と、地域で子どもの居場所の活動を支援したいと考える企業等の“シーズ”を見える化し、双方をマッチング・コーディネートすることで、子どもの居場所の抱える課題の解決やニーズを満たし、子どもの居場所の運営を支援します。</p> <p>○子どもの居場所が直面する人材に関する課題を解決するため、応援アドバイザーの派遣やインターンシップの受入、勉強会の開催等を実施し、「子どもの居場所」の担い手の育成やネットワークの強化を引き続き図ります。</p> <p>○令和7年度まで実施してきた「子ども食堂等支援事業補助金」、「学習支援・体験活動等支援事業補助金」、「子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金」の3補助金を統合し、上限額の拡充や加算制度の導入、食材費の補助対象化等、新たに「多様な子どもの居場所」創出・運営支援事業補助金」とすることで、「子どもの居場所」のより多様なニーズに対応します。</p> <p>○子どもの居場所運営者等を対象に中高生世代とのコミュニケーションやSOSサインを学ぶ研修会を実施し、中高生世代に寄り添える人材育成を進めるとともに、モデル事業としてキッチンカー等を活用したアウトリーチ型の移動式居場所づくりに取り組み、今後の支援に活用します。</p> <p>○引き続き、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもの居場所づくりのため、放課後児童クラブの運営費及び放課後児童クラブを利用するひとり親家庭に対する利用料の補助、放課後児童支援員等の確保に向けた研修等に取り組みます。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
<p>(3) 不登校の子どもへの支援</p>	<p>○不登校の子どもたちを学びにつなげるため、引き続き、フリースクール等を利用する私立学校の児童生徒等のうち、経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。</p> <p>【環境生活部】</p>

- | |
|---|
| <p>○子どもへの相談支援体制を強化するため、不登校児童生徒支援の中核となる県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、学校内外の専門機関につなげる取組を進めます。また、保護者を対象とした相談会を引き続き開催します。</p> <p>○不登校児童生徒が個々の状況に応じて学びが継続できるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に取り組みます。</p> <p>○学校生活や友人関係等でつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受けとめ、乗り越えていけるよう、引き続きソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。</p> <p>○県立みえ四葉ヶ咲中学校の生徒が、個々の状況に応じて生き生きと学習できるよう、円滑な学校運営に取り組みます。また、取組の成果を各市町に情報発信するとともに、学びの多様化学校の設置を希望する市町の支援に取り組みます。</p> <p>○フリースクールで学ぶ子どもへの支援に引き続き取り組みます。</p> <p>【以上、教育委員会】</p> |
|---|

【重点的な取組5】 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

(5年後のめざす姿)

貧困など困難な環境にある子どもやその家庭に対し、学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援などの取組が進んでいます。

主な取組内容	1 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援 【教育委員会】【環境生活部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】 2 ヤングケアラーへの支援【子ども・福祉部】
--------	--

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	A	判断理由	「ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数」及び「三重県母子・父子福祉センター求人票件数」については、目標を達成し、「養育費を受給している割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の実施概要

取組名	実施概要
(1) 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援	<p>○ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習機会を確保するため、学習支援事業を実施する市町（8市町）への補助を行いました。また、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮家庭に対して、家庭や児童生徒の状況に応じた学習支援等に取り組みました。</p> <p>○貧困家庭やひとり親家庭の子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行いました。ひとり親家庭の「時間の貧困」を解消するため、市町が行う日常生活支援事業に対して補助を行いました。</p> <p>○ひとり親世帯である母子家庭において、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知を行いました。また、児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童に対して経済的支援を行いました。</p> <p>○ひとり親家庭等の保護者への就労の支援を行うとともに、資格取得のための支援を行いました。 【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(31法人)に対する助成や就学支援金(10,646名)、臨時支援金(4,353名)及び奨学給付金(1,141名)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。 【環境生活部】</p>

	<p>○スクールカウンセラーを全ての小中学校や県立学校、教育支援センターに配置するとともに、教育相談員を一定規模の中学校と希望する県立学校に配置しました。また、スクールソーシャルワーカーを全ての市町と教育支援センターに配置するとともに、拠点となる県立学校に配置し、教育相談体制の充実を図りました。</p> <p>○公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行いました。就学支援金については所得制限により不支給認定となった生徒等に対して臨時支援金の支給を行うとともに、奨学給付金については非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降の給付額と同額に増額し、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みました。また、高等学校等専攻科の生徒に対しては、修学支援金及び奨学給付金の支援対象の拡充を行いました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
<p>(2) ヤングケアラーへの支援</p>	<p>○ヤングケアラー支援の強化に向けて、学校・医療・福祉等の関係者に対し、研修(5回)を実施したほか、ヤングケアラー・コーディネーターによる、関係機関からの情報集約や相談に対する支援・助言を行うほか、ヤングケアラー支援について理解を深めるため出前講座等(12回)を行いました。また、県作成の子ども向けリーフレットを県内の小学校5年生を対象に配布しました。</p> <p>○学校や市町等の関係機関との連携及び情報共有が促進されることを目的としたアセスメントシートを作成し、市町に活用を促すことで、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届く体制の整備を進めました。</p> <p>○子ども・若者育成支援推進法の改正をふまえて、高校生世代から30歳未満のヤングケアラーの状況を把握するためにアンケート調査を実施し(1,500名回答)、支援体制の構築に向けた検討を進めました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数							
261人 (R5年度)	320人 425人	1.00	390人	460人	530人	600人	a
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件数							
150件 (R5年度)	170件 410件	1.00	190件	210件	230件	250件	a
養育費を受給している割合(福祉行政報告例)							
25.4% (R5年度)	28% 27.4%	0.97	31%	34%	37%	40%	b

モニタリング指標	現状値	最新値
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対するファミリー・サポート・センター事業利用料の助成のいずれかを実施する市町数	19 市町 (R 5 年度)	17 市町 (R 6 年度)
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15 市町 (R 5 年度)	25 市町 (R 6 年度)
子どもに対してヤングケアラーの実態調査を実施したことがある市町数	9 市町 (R 5 年度)	11 市町 (R 6 年度)

令和 8 年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援	<p>○ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消するため、学習支援事業を実施する市町への補助を行うとともに、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等に取り組みます。</p> <p>○ひとり親家庭等の自立に向けては、親の経済的安定が必要であることから、引き続き、母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら貸付を行うとともに、専門家による相談支援や就業の支援を行います。</p> <p>○物価高の影響が長期化する中、とりわけ家計に大きな影響を受ける低所得のひとり親家庭に対し、緊急的な生活支援として、子ども 1 人あたり 2 万円相当のデジタル商品券を交付します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、保護者等の経済的負担の軽減を図ることが必要です。そのため、授業料減免を行った学校法人等に対して助成するとともに、いわゆる高校無償化に対する就学支援金及び奨学給付金の拡充を図ります。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>○学校が貧困状態にある子どもを早期に発見し、貧困問題の解決に向けて、教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して効果的な支援につなげる体制づくりを一層進めます。</p> <p>○公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担を軽減します。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>

<p>(2) ヤングケアラー への支援</p>	<p>○ヤングケアラーへの支援を進めていくためには、周囲の大人や子ども自身が理解を深めて、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要であるため、引き続き、出前講座やリーフレットを活用した周知啓発を行います。</p> <p>○ヤングケアラーについては、本人や保護者等の複雑な心情等にも配慮しながら支援を行う必要があることから、関係機関職員を対象に「支援ハンドブック」を活用した研修を実施します。また、ヤングケアラーがいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を行います。</p> <p>○ヤングケアラーへの支援は、福祉・介護・障がい・教育等のさまざまな機関が連携して行う必要があることから、コーディネーターによる関係機関同士のつなぎを行うとともに、学校と市町等が共に使用することで、発見から支援へのつなぎを円滑にするためのアセスメントシートの活用を促すことで、関係機関との連携を強化します。</p> <p>○相談しやすい体制整備が支援にあたっての課題となっていることから、LINE相談窓口を設置（「親子のための相談LINE」で受付）するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
---------------------------------	---

【重点的な取組6】 社会的養育の推進

(5年後のめざす姿)

全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設が多機能化などの取組が進むとともに、自立に向けた支援が充実しています。

主な取組内容	1 社会的養育の推進【子ども・福祉部】
--------	---------------------

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	B	判断理由	「施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学状況」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 社会的養育の推進	<p>○里親支援センター2か所とフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）2か所を設置し、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組みました。また、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図りました。</p> <p>○施設における要保護児童への家庭的ケアの充実に向けて、児童養護施設等の小規模グループケア化を推進するとともに、地域の実情に即した多機能化に取り組みました。</p> <p>○社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制の充実等、関係機関と連携し、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学の状況							
74% (R5年度)	80% 75%	0.94	85%	90%	95%	100%	b

モニタリング指標	現状値	最新値
要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計	6,083人 (R5年度)	4,863人 (R6年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 社会的養育の推進	<p>○家庭養育優先の原則を推進するとともに、子どもが選択できるようさまざまな選択肢の提示が求められていることをふまえ、引き続き、里親支援センターの移行支援を進め、フォスタリング機関や里親支援センターと連携して、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組みます。また、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図ります。</p> <p>○施設における要保護児童への家庭的ケアの充実に向けて、引き続き、児童養護施設等の小規模グループケアを推進するとともに、地域の実情に即した多機能化を促進します。</p> <p>○社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、新たに孤立防止に向けた自立支援拠点を整備し、相互交流の場の提供や相談支援を行うとともに、引き続き、関係機関と連携し入所中から退所後まで切れ目のない支援に取り組みます。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

【重点的な取組7】 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

(5年後のめざす姿)

特別な支援や配慮が必要な子どもへの一人ひとりの特性に応じた適切な支援や指導が充実しています。

主な取組内容	1 発達支援【子ども・福祉部】 2 医療的ケア児への支援【子ども・福祉部】【教育委員会】【医療保健部】 3 特別支援教育の推進【教育委員会】 4 外国につながる子どもへの支援【教育委員会】
--------	---

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	A	判断理由	「医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数」、「特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数」については、目標を達成し、「地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度的主要な取組

取組名	実施概要
(1) 発達支援	<p>○途切れのない発達支援体制の構築に向けて、三重県立子ども心身発達医療センターにおいて、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図りました。</p> <p>○保育所等への巡回指導等により、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の導入を進めました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(2) 医療的ケア児への支援	<p>○三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等に対する相談支援を行うとともに、多職種の関係者で構成するスーパーバイズチームを組織し、支援者に対する支援を行いました。</p> <p>○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成する研修を開催するなど人材の育成に取り組んだほか、医療的ケア児等の受入れに必要な医療機器等の費用の一部助成を行い、障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図りました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○医療的ケア児を含む小児患者について、成長とともに変化する病態や合併症をふまえて適切な医療を提供するため、移行期医療の現状と課題の整理を行ったとともに三重大学医学部附属病院に三重県移行期医療学講座を設置しました。</p> <p>【医療保健部】</p>

	<p>○通学に係る保護者負担のさらなる軽減と医療的ケアが必要な子どもの学習を保障するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援（27名利用）を実施しました。</p> <p>○医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、7月に研修会を実施し、教職員の専門性の向上や校内サポート体制の充実を図りました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
<p>(3) 特別支援教育の 推進</p>	<p>○幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継げるよう、パーソナルファイルの活用を促進に取り組みました。</p> <p>○障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町による導入が進むよう協議しました。（新規導入1町、合計11市町）</p> <p>○特別な支援を必要とする子どもが、小中学校・高等学校の通常の学級で学ぶことができるよう、通級による指導を担当する教員を対象として年間を通じた研修を実施しました。また、各校・各地域で中心となる教員を育成し、発達障がい支援の経験の少ない教員等への支援体制を充実させるため、発達障がい支援について高度な専門性を身につけるための研修を実施しました。</p> <p>○通級による指導について、定時制3校（伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校）、全日制1校（熊野青藍高等学校紀南校舎）に加えて、全日制課程の白子高等学校においても開始しました。</p> <p>○特別な支援を必要とする生徒に対し、教職員が適切な指導・支援を行えるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を実施しました。</p> <p>○特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、高等部卒業後に地域での生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めました。また、多様な働き方支援員等を配置し、実態に応じ、テレワークや短時間就労等、多様で柔軟な働き方が可能な職場を新たに11社開拓するとともに、希望する生徒を短時間就労につなげました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
<p>(4) 外国につながる 子どもへの支援</p>	<p>○小中学校における日本語教育の質担保及び充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施しました。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導等の取組に対しても、必要な支援を行いました。</p> <p>○外国人児童生徒支援員を1名派遣し、児童生徒への支援・指導及び保護者への通訳を行いました。</p> <p>○令和7年4月に開校した県立みえ四葉ヶ咲中学校（夜間中学）の生徒が個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組みました。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施しました。</p> <p>○高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒を対象に、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー（3校）や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会（14校22名参加）を開催しました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）							
319人 (R5年度)	511人 498人	0.97	607人	703人	799人	895人	b
医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数							
15市町 (R5年度)	22市町 24市町	1.00	29市町	29市町	29市町	29市町	a
特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数							
846回 (R5年度)	900回 959回	1.00	1,000回	1,100回	1,100回	1,100回	a

モニタリング指標	現状値	最新値
日本語指導が必要な子どもに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	小学校 100% (R5年度)	小学校 100% (R7年度)
	中学校 100% (R5年度)	中学校 100% (R7年度)
	高等学校 68.8% (R5年度)	高等学校 86.7% (R7年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 発達支援	<p>○三重県立子ども心身発達医療センターにおいて、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図り、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、引き続き、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成等、ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>○途切れない発達支援体制の構築のため、引き続き、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めます。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(2) 医療的ケア児への支援	<p>○引き続き、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、関係機関と連携して、家族等に対する相談支援を行うとともに、支援者に対する支援を行います。また、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターや医療的ケアを実施できる人材の育成に取り組みます。</p>

	<p>○障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図るため、引き続き、医療的ケア児等の受入れに必要となる医療機器等の費用や喀痰吸引に係る研修費用の一部助成を行います。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○引き続き移行期医療の現状と課題の整理を行うとともに、移行期医療支援センターの設置をめざし、移行期医療支援コーディネーターの養成を行います。</p> <p>【医療保健部】</p> <p>○通学に係る保護者負担のさらなる軽減と医療的ケアが必要な子どもの学習を保障するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を週5日に拡充します。</p> <p>○医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、研修会を実施し、教職員の専門性の向上や校内サポート体制の充実を図ります。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
<p>(3) 特別支援教育の 推進</p>	<p>○障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町のさらなる拡大を進めます。</p> <p>○幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことができるよう、引き続きパーソナルファイルの活用促進に取り組みます。</p> <p>○通級による指導を担当する教員を対象として、年間を通じた研修の実施に引き続き取り組みます。また、発達障がい支援の経験の少ない教員等への支援体制の充実に向けて、各校・各地域で中心となる教員の育成に引き続き取り組みます。</p> <p>○通級による指導について、令和7年度実施校に加えて、松阪工業高等学校の定時制課程においても通級による指導を開始するとともに、他の高等学校においても、通級による指導の拡充に取り組みます。</p> <p>○特別な支援を必要とする生徒に対し、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き実施します。</p> <p>○一人ひとりの進路希望を実現するため、小学部から高等部まで12年間を見通したキャリア教育の取組を進めます。また、キャリア教育サポーター等を活用した職場開拓や、外部人材を活用した、短時間勤務やテレワーク等の多様な働き方への就労支援等、引き続き生徒の多様な進路実現を図ります。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
<p>(4) 外国につながる 子どもへの支援</p>	<p>○小中学校における日本語教育の質担保及び充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施するとともに、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導等の取組を引き続き支援します。</p> <p>○県立みえ四葉ヶ咲中学校に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組みます。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施します。</p>

	<p>○日本語指導が必要な外国人生徒が、地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、高等学校では生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及させるとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。</p>
--	--

【以上、教育委員会】

【重点的な取組8】 子どもの意見表明及び社会参画の促進

(5年後のめざす姿)

子どもが意見表明する機会やその意見が子ども施策に反映される事例が増えるとともに、子どもが多様な社会活動に参画できる仕組みづくりが進んでいます。

主な取組内容	1 子どもの意見表明、社会参画の機会の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】
--------	---------------------------------------

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	A	判断理由	「県が設けた子どもの意見表明の機会の回数」、「子どもの意見が県の施策に反映された数」については、目標を達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
<p>(1) 子どもの意見表明、社会参画の機会の充実</p>	<p>○子どもが委員となり、県の施策について学んだうえで、意見を県に届けるとともに、届けられた意見を県の取組に活用する「みえっこ会議」を新たに実施（小学校4年生から高校生世代まで15名参加）しました。県に届けられた意見に対しては、県の対応をまとめた資料を作成し、子どもたちにフィードバックすることで、子どもの社会参画意識の向上を図りました。</p> <p>○平成21年度から実施している電子アンケート「キッズ・モニター」について、令和7年度に「キッズ・モニター+（プラス）」と名称を変更するとともに制度を拡充し、モニター対象年齢を従来の小学校4年生から小学校1年生に引き下げ、より低年齢の子ども意見も聴き取れるようにしたほか、従来の電子アンケート（12回）に加え、新たに対面やオンラインでの意見交換イベント（5回）を導入し、意見聴取の手法を多様化させました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミットを開催しました。</p> <p>○主権者教育モデル校（5校）の生徒が、地域の課題解決をめざす学習と成果発表や、よりよい学校生活を実現するための生徒会活動の充実に取り組みました。</p> <p>○社会や学校の課題解決の構想を持っている生徒が集い（8校19名参加）、大学教授やNPO関係者等有識者の助言を受けながら、構想を実行するための方法等について意見交換するワークショップを実施しました。</p> <p>○大学教授による戦争と平和を理解するための講義や大学生を交えた意見交換、イスラエルやパレスチナの同世代の学生等との交流をもとに、生徒同士で話し合い、考えを発表するワークショップを実施（3回）しました。（16校のべ127名参加）</p>

	<p>○こども基本法の成立により、子どもが意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられたことをふまえ、校則の見直しを実施する場合は、生徒等の意見を取り入れて見直しを実施するよう、県立高校に周知しました。</p> <p>○子どもの気持ちや意見を聴き、その思いを届けたい人に届けることや、意見をまとめる支援「子どもアドボカシー」を学ぶことができる、児童、生徒、教職員向けの3種類の動画教材を作成しました。</p> <p>○子どもたちの自己肯定感を育み、自他を認め合う仲間づくりについて学ぶ研修や、安心して意見を伝え合える学級づくりについて学ぶ研修等（5講座）を行いました。</p> <p>【以上、教育委員会】</p>
--	---

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が設けた子どもの意見表明の機会の回数							
4回 (R5年度)	10回 15回	1.00	18回	22回	26回	30回	a
子どもの意見が県の施策に反映された数							
-	5 15	1.00	17	19	22	25	a

モニタリング指標	現状値	最新値
校則を見直す際に生徒から意見を聴取した学校の割合	R7年度から 調査	62.1% (R7年度)
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	69.7% (R6年度)	77.3% (R7年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 子どもの意見表明、社会参画の機会の充実	<p>○引き続き「みえっこ会議」を実施するとともに、より子どもの主体性を高め、意見表明しやすい場となるよう、開催方法を見直します。また令和8年度は、「三重県誕生150周年記念事業」と位置づけ、三重県の未来に向けた発表を行います。</p> <p>○子どもたちの視点や意見を幅広く収集し、政策形成に活かすことを目的として、「キッズ・モニター+（プラス）」を引き続き実施します。SNSを活用した情報発信を強化し、より多くの子どもたちが気軽に意見を表明できる機会の創出を目指します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

- 「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット』を引き続き開催します。
- 高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むことができるよう、主権者教育モデル校を中心に実践的な学習を推進し好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の取組を支援します。
- 全ての県立高等学校において、校則を見直す際の手続きを生徒に示し、生徒が校則の見直しに参画できるようにします。
- 「子どもアドボカシー」の動画教材を、各学校で活用してもらえるよう、県立学校長会議や生徒指導担当者会議を通じて、引き続き周知していきます。
- 子どもたちの自己肯定感を育み、自他を認め合う仲間づくりや、意見を伝え合える学級づくりに向けた研修を引き続き実施し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

【以上、教育委員会】

令和7年度みえっこ会議で届けられた声(テーマ:子どもの意見表明)

<子どもからの提案>

子ども会議（小中学生対象の会議や、大人が介入しすぎないような会議等）を増やして、意見表明の場を設定してほしい。

<提案に対する県の対応>

令和8年度のみえっこ会議においては、年齢に応じたグループ分けを行う等、子どもが話しやすい環境をつくれます。

また、大人が意見を誘導したり介入しすぎないように、会議の時間を十分に確保し、子どもが落ち着いて意見をまとめ、安心して発表できる会議の進め方を検討します。

【重点的な取組9】 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援

(5年後のめざす姿)

子どもを安心して産むことのできる環境や、心身のケアや経済的支援を受けながら子育てができる環境が整備され、子どもが健やかに育っています。

主な取組内容	1 妊産婦、乳幼児ケア【子ども・福祉部】 2 周産期医療体制の確保【医療保健部】 3 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進 【雇用経済部】【医療保健部】【子ども・福祉部】 4 子育て家庭への経済的な支援【教育委員会】【環境生活部】【医療保健部】
--------	---

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	B	判断理由	「母子保健コーディネーター養成数（累計）」については、目標を達成し、「多様な就労形態を導入している県内事業所の割合(三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査）」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 妊産婦、乳幼児 ケア	<p>○地域の実情に応じた母子保健体制の整備と効果的な事業実施を支援するため、母子保健体制構築アドバイザー（広域支援型）による助言・指導（15市町）を行いました。</p> <p>○妊産婦への相談支援をはじめ心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を広域的に行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」（2か所：四日市市・津市のべ462人利用）を実施しました。</p> <p>○多胎児の妊娠・出産・育児に伴う保護者の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、県内の民間団体と連携し、多胎妊娠期におけるオンラインプレファミリー教室（1回）や多胎児家庭交流会（1回）を開催しました。</p> <p>○妊娠・出産・子育てに関する不安を抱えた妊産婦等が精神的な負担を軽減し、健やかな出産・育児につなげられるよう、助産師や保健師等の専門職によるSNS相談「マタニティ・子育てほっとライン」（のべ406件）を実施しました。</p> <p>○「三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステム」を活用し、新生児聴覚スクリーニング検査等で発見された聴覚障がいのある子どもの聴覚検査や診断、療育支援等の情報共有を行いました。また、補聴器購入助成制度により保護者負担を軽減し、早期療育や補聴器の継続的な装着を支援しました。（のべ69耳）</p> <p>○困難を抱える若年妊婦や特定妊婦に対して、「子育て」と「困難女性」の両面をとらえて支援できるよう、相談に係る関係機関との連携を推進しました。また、母子生活支援施設において、母子に対する心理面でのサポートを実施しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

<p>(2) 周産期医療体制の確保</p>	<p>○「三重の周産期医療体制あり方検討会」を設置し、県内の周産期医療体制の現状や課題、リスクの低い出産に対応するための圏域設定等について、検討を行いました。</p> <p>○分娩取扱施設が少ない地域における施設整備や設備整備を支援するとともに、地域の拠点となる分娩取扱医療機関の当直産科医の派遣受入を支援する市町への補助を行いました。</p> <p>【以上、医療保健部】</p>
<p>(3) 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進</p>	<p>○男性の育児休業取得に課題のある企業(10社)へヒアリングを行い、そのうち希望した企業(6社)に対して課題解消に向けた研修資料を活用して出前講座を実施しました。ヒアリング内容や制度整備状況、過去に作成した成果物等をふまえ、課題のある企業向けの研修資料を作成し、総括セミナー(47名参加)等の機会を活用して広く周知することにより、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに向けた支援を行いました。</p> <p>○大学生等に対する出前講座の実施により男性の育児参画に向けた機運醸成を図るとともに、「ワンオペ育児」や「とるだけ育休」等の課題をふまえ、育児当事者の男性とそのパートナーを対象としたセミナー(15名参加)を実施し、育児・家事の役割分担等について考える機会を提供することにより、男性の育児参画の質の向上に取り組みました。</p> <p>○子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園に係る保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の84事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的として、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定、認定企業に対する補助及び「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を通して企業における健康経営を促進しました。(三重とこわか健康経営カンパニー認定企業:323社)また、企業間の情報交換等の場の設定や、受賞企業の取組を県ホームページやリーフレット等で発信することで県内企業への横展開を進めました。</p> <p>【医療保健部】</p> <p>○出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる「短時間正社員制度」の導入・活用についてアドバイザー派遣を行い、モデル事例(2社)の創出を行いました。また、誰もが働きやすい職場づくりについてセミナー(2回)を開催しました。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、働き方改革に積極的に取り組む企業等(185社)を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、登録した中小企業に対する奨励金制度により、男性育休取得の促進や、短時間正社員制度等の導入の促進を行いました。また、登録企業のなかから、優れた取組を行う企業(6社)を表彰し、事例集の作成やフォーラムでの事例発表により、取組事例を広く共有しました。</p> <p>【以上、雇用経済部】</p>

(4) 子育て家庭への 経済的な支援	<p>○市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行いました。なお、補助について現物給付に係る対象範囲を未就学児から中学生の入院まで拡大しました。</p> <p>【医療保健部】</p> <p>○私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(31 法人)に対する助成や就学支援金(10,646 名)、臨時支援金(4,353 名)及び奨学給付金(1,141 名)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>○公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行いました。就学支援金については所得制限により不支給認定となった生徒等に対して臨時支援金の支給を行うとともに、奨学給付金については非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降の給付額と同額に増額し、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みました。また、高等学校等専攻科の生徒に対しては、修学支援金及び奨学給付金の支援対象の拡充を行いました。</p> <p>【教育委員会】</p>
--------------------------	--

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
母子保健コーディネーター養成数(累計)							
276人 (R5年度)	310人 333人	1.00	340人	360人	380人	385人	a
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合(三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)							
88.7% (R5年度)	90.9% 86.5%	0.95	92.1%	92.3%	92.4%	92.6%	b

モニタリング指標	現状値	最新値
乳幼児健診の受診率	4か月児 97.7% (R5年度)	4か月児 96.9% (R6年度)
	10か月児 95.5% (R5年度)	10か月児 94.4% (R6年度)
	1歳6か月児 99.0% (R5年度)	1歳6か月児 98.3% (R6年度)

	3歳児 98.1% (R5年度)	3歳児 97.8% (R6年度)
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した男性従業員の割合）	25.7% (R5年度)	50.0% (R7年度)
妊産婦死亡率（出産10万対） （人口動態調査）	0.0 (R5年度)	11.0 (R6年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 妊産婦、乳幼児ケア	<p>○地域の実情に応じた母子保健体制の整備と効果的な事業実施を支援するため、引き続き母子保健体制構築アドバイザーを活用し、保健所圏域ごとによる広域的な体制構築を図ります。</p> <p>○「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」が2か所（四日市市、津市）での実施のため、新たな地域での実施に向けた検討を進めるとともに、産後ケア事業としての在り方を検討していきます。</p> <p>○多胎妊娠期のみならず、多胎児家庭も参加できるようオンライン教室を充実させ、交流が深まるよう対象者へ周知していきます。</p> <p>○引き続き、妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、SNSを活用した相談支援を行います。</p> <p>○引き続き、補聴器購入助成制度により保護者負担を軽減し、早期療育や補聴器の継続的な装着を支援していきます。</p> <p>○困難を抱える若年妊婦や特定妊婦に対して、「子育て」と「困難女性」の両面をとらえて支援できるよう、相談に係る関係機関との連携を推進します。また、母子生活支援施設において、母子に対する心理面でのサポートを実施します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(2) 周産期医療体制の確保	<p>○分娩数や分娩取扱施設数の減少に備えた周産期医療体制のあり方を引き続き検討する必要があるため、「三重の周産期医療体制あり方検討会」において、地域で安全・安心に出産できる周産期医療体制の確保に向けた検討を進めます。</p> <p>○出生数等の減少により、分娩取扱施設を取り巻く経営環境の厳しさが増していることから、施設・設備整備を実施する同施設を支援し、分娩取扱施設の少ない地域において24時間体制で分娩を取り扱っている、地域の拠点となる施設の機能強化を図るため、当直産科医の受入支援に取り組む市町を支援します。</p> <p>○また、分娩取扱医療機関の新規開業が極めて困難である中、地域の身近な施設で安全で安心して妊娠・出産できる周産期医療体制を確保するため、新たに事業承継を行う同機関に対して支援を行います。</p> <p>【以上、医療保健部】</p>
(3) 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進	<p>○上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率（50.0%）は女性と比べて低い状況であることから、これまで作成した男性の育児参画促進に向けた啓発資料を活用し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画の質の向上、若者を対象とした機運醸成に引き続き取り組みます。</p>

	<p>○県内の若者を対象として、ライフデザインについて自ら考える機会を新たに提供し、主体的に自分の人生を選択できるよう後押しするとともに、男性の育児参画に関する幅広い情報を提供することで、共育を前提とした働き方のイメージの定着を図ります。</p> <p>○「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町が地域の実情等に合わせ工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助金を交付します。補助金は2つの枠を設けて、子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組を支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について補助金を交付します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とわか健康経営カンパニー」の認定企業数の拡大、認定企業に対する補助や表彰に取り組めます。また、企業間の情報交換等の場の設定や、優れた取組を発信することで県内企業への横展開を図ります。</p> <p>【医療保健部】</p> <p>○短時間正社員制度については、まだ県内に十分浸透していないことから、令和7年度に創出したモデル事例を活用して周知を進め、当該制度の導入・活用の促進に努めます。</p> <p>○「みえの働き方改革推進企業」の登録企業数は年々増加していますが、県内全体の企業数と比べて十分でないことから、登録企業をさらに広げていく必要があります。奨励金をはじめ、制度を活用するメリットの周知をさらに強化することで、働き方改革に取り組む職場を広げていきます。</p> <p>【以上、雇用経済部】</p>
<p>(4) 子育て家庭への 経済的な支援</p>	<p>○市町が実施する医療費助成事業に要する経費について、引き続き補助するとともに、令和8年度から中学生の通院を補助対象に拡大します。</p> <p>【医療保健部】</p> <p>○家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、保護者等の経済的負担の軽減を図ることが必要です。そのため、授業料減免を行った学校法人等に対して助成するとともに、いわゆる高校無償化に対する就学支援金及び奨学給付金の拡充を図ります。</p> <p>【環境生活部】</p> <p>○公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担を軽減します。</p> <p>【教育委員会】</p>

【重点的な取組 10】 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

(5年後のめざす姿)

子どもを安心して預けられる体制が整備され、子どもの豊かな育ちに向けて、幼児教育・保育の質を高める取組が進んでいます。

主な取組内容	1 幼児教育・保育の提供【子ども・福祉部】【教育委員会】 2 放課後児童対策の推進【子ども・福祉部】
--------	---

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	C	判断理由	「保育士等キャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）」については、目標を達成しましたが、「保育所等の待機児童数(こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査）」、「放課後児童クラブ」の待機児童数(こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査）」については、目標の達成度が低いことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 幼児教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士の業務負担の軽減を図るため、保育補助者の雇上げ等を行う私立保育所等への補助や、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援（交付実績3市）を行いました。 ○待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、保育士を加配して低年齢児の受入れを行う私立保育所等に補助（交付実績16市町）を行いました。 ○自然保育に関するガイドライン策定に向け、自然保育を先進的に進める園への視察（4園）を行いました。 【以上、子ども・福祉部】 ○幼児教育の質の向上と幼保小の円滑な接続を進めるため、幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行うとともに、市町が行う公立幼稚園のICT環境整備を支援しました。 ○幼稚園・保育所・小学校の円滑な接続に係る検討委員会を設置し、「架け橋期カリキュラムの手引き（仮）」策定に向け、検討及び協議を行いました。 【以上、教育委員会】
(2) 放課後児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの待機児童解消に向けて、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援（運営費29市町、施設整備費1市）や研修等に取り組みました。 ○ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助（交付実績27市町）を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。 【以上、子ども・福祉部】

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育士等キャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）							
16,143人	18,800人 19,021人	1.00	21,300人	23,800人	26,300人	28,800人	a
保育所等の待機児童数(こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」)							
108人 (R6.4.1)	0人 84人	0.00	0人	0人	0人	0人	d
放課後児童クラブの待機児童数 (こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」の実施状況調査)							
54人 (R6.5.1)	0人 65人	0.00	0人	0人	0人	0人	d

モニタリング指標	現状値	最新値
放課後児童クラブ設置数 (こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」の実施状況調査)	436クラブ (R6年度)	442クラブ (R7年度)
待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて保育士を加配している私立保育所等に補助を行う市町数	16市町 (R5年度)	16市町 (R6年度)
幼保小接続に関する研修等を実施した市町数	23市町 (R5年度)	26市町 (R7年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 幼児教育・保育の提供	<p>○中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会等を設け、保育士として働く魅力を感じてもらい取組を実施します。また、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。</p> <p>○保育人材の確保に向け、これまで国家戦略特区に限り認められていた地域限定保育士制度を導入し、保育士資格を取得して県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。</p> <p>○保育所等の職場環境の改善を進めるため、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法等に関する助言に加えて、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止に取り組みます。</p>

	<p>○「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた相談支援や研修等を行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動き出すことを後押しします。</p> <p>○保育士等の資質向上及び処遇改善を図るため、引き続きオンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、就業継続や職場環境改善、不適切保育の防止のための研修を実施します。</p> <p>○みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた取組を進めます。</p> <p>○「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町が地域の実情等に合わせ工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助金を交付します。補助金は2つの枠を設けて、子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組を支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について補助金を交付します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○幼児教育と小学校教育を円滑に接続する必要があるため、幼稚園や小学校等の教職員が相互に学び合うことができる研修の充実と子どもの発達や学びの連続の保障を図ります。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p>(2) 放課後児童対策 の推進</p>	<p>○放課後児童クラブの待機児童解消には施設の整備や人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修等に取り組みます。</p> <p>○引き続きひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して間接的に補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。</p> <p>○放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、引き続き市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行います。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>

【重点的な取組 11】 若者への支援

(5年後のめざす姿)

若者が就労や結婚、妊娠など希望に沿った支援を受けることができ、将来の見通しを持ちながら、自分らしく社会生活を送ることができるための取組が進んでいます。

主な取組内容	1 就労支援【雇用経済部】 2 出会い支援【子ども・福祉部】 3 不妊への支援【子ども・福祉部】 4 ひきこもり支援【子ども・福祉部】【医療保健部】
--------	---

重点的な取組の進展度と判断理由			
進展度※	C	判断理由	「マッチングシステムによるマッチング件数（累計）」、「おしごと広場みえ」の利用者数（累計）（「おしごと広場みえ」実績報告）については、目標の達成度が不十分なことから、左のとおり判断しました。

【※進展度：A（順調）、B（おおむね順調）、C（やや遅れている）、D（遅れている）】

令和7年度の主な取組

取組名	実施概要
(1) 就労支援	<p>○三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、就職相談や各種セミナーの開催、県内企業と若者とのマッチングを図るなどオンラインサービスを活用しながら、ワンストップで総合的な就労支援を実施しました。 【雇用経済部】</p>
(2) 出会い支援	<p>○「みえ出逢いサポートセンター」の利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援(3,650件)・情報提供を行うほか、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組みました。</p> <p>○多数の希望者が利用可能となり、ひいては多数の引き合わせにつながるよう、AIを活用したマッチングシステム「みえむすび」を導入(入会申込者数835名)し、出会いの機会の拡充に取り組みました。</p> <p>○安心・安全な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム利用者の希望に応じて支援する新たなサポーター制度を構築し、養成・認定(74名認定)を行いました。</p> <p>○若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発セミナー(58名参加)を実施しました。 【以上、子ども・福祉部】</p>
(3) 不妊への支援	<p>○経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、助成回数の上乗せや保険適用外となった先進医療への助成について市町と連携して取り組むとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行いました。</p> <p>○毎月第1土曜日及び第2以降火曜日に、三重県不妊専門相談センターにおいて看護師や助産師等による専門相談を行いました。また、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会(2回)を実施しました。</p>

	<p>○不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定に基づき、経営や人事労務に関わる方、労働団体、医療福祉関係者等の企業関係者に向けた「働きやすい職場づくり応援セミナー」を開催しました。</p> <p>○小児及び思春期・若年（AYA世代）のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法（凍結に係る治療）及び温存後生殖補助医療による治療を受けた際の費用を助成（42件）しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
（４） ひきこもり支援	<p>○ひきこもり支援に関する講演会（152名参加）の開催やリーフレットの作成、SNSでの発信等により、県民への理解促進や支援機関の周知を図りました。</p> <p>○オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設（5か所のべ434名参加）するとともに、当事者や家族が住んでいる地域とは異なる市町において実施する居場所を利用できる体制づくりを試行的に実施（5市のべ411名参加）しました。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○市町、関係機関からの依頼により、支援者及び一般住民向けにひきこもりについての正しい理解を深めるための啓発活動を実施しました。</p> <p>○電話、面接、メール、訪問による相談、多職種連携チームによる支援、支援者向けのスキルアップ研修会を実施しました。</p> <p>【以上、医療保健部】</p>

重点目標							
6年度	7年度		8年度	9年度	10年度	11年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
マッチングシステムによるマッチング件数（累計）							
R7年度 から調査	250件 197件	0.78	1,250件	2,250件	3,250件	4,250件	C
「おしごと広場みえ」の利用者数（累計）（「おしごと広場みえ」実績報告）							
10,658人 (R5年度)	11,258人 8,016人	0.71	11,558人	11,858人	12,158人	12,458人	C

モニタリング指標	現状値	最新値
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	56.6% (R5年度)	56.6% (R6年度)
ひきこもり当事者のための居場所数	45か所 (R5年度)	48か所 (R6年度)

令和8年度以降に残された課題と対応

取組名	実施概要
(1) 就労支援	<p>○若者の県内就職を促進するため、引き続き、ポータルサイトやSNS等多様な広告媒体を活用して就職支援情報等を発信するとともに、「おしごと広場みえ」のワンストップ機能を活用し、若年求職者のニーズに沿ったきめ細かな就労支援サービスの利用促進につなげていきます。</p> <p>【雇用経済部】</p>
(2) 出会い支援	<p>○令和6年度に実施した「みえ県民1万人アンケート」の結果から、結婚を希望する方の未婚理由として「出会いがない」が最も多かったことから、「みえ出逢いサポートセンター」において、引き続き、結婚を希望する方のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うとともに、市町等との連携により広域的な出会いの機会を提供します。</p> <p>○出会いの機会の充実を図るため、マッチングシステム会員の利用状況に応じた適切な支援を行うとともに、システムの周知・広報を継続的に行うことで登録者の増加に取り組みます。</p> <p>○安全・安心な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム会員の希望に応じて支援する「みえの縁むすび地域サポーター」の養成・認定を進めます。</p> <p>○若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、引き続き安全・安心な婚活に関する啓発を実施します。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(3) 不妊への支援	<p>○引き続き、不妊・不育症に悩む夫婦や、将来子どもを産み育てることを望む若年世代のがん患者等が、経済的な理由等で治療をあきらめることなく、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、経済的支援に取り組む必要があります。</p> <p>○引き続き、三重県不妊専門相談センターにおいて看護師や助産師等による専門相談を行うとともに、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会を実施し、傾聴による寄り添い型支援を行います。</p> <p>○引き続き、「働きやすい職場づくり応援セミナー」の開催等により、不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成に取り組む必要があります。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p>
(4) ひきこもり支援	<p>○支援窓口の周知やひきこもりについての理解促進のため、さまざまな広報媒体を活用した戦略的な普及啓発に取り組みます。</p> <p>○引き続き、電子居場所を開設するとともに、広域的な支援体制づくりや市町に対する財政的支援等により多様な居場所づくりに取り組みます。</p> <p>【以上、子ども・福祉部】</p> <p>○電話、面接、メール、訪問による精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者向けのスキルアップ研修会等を実施し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行います。</p> <p>【医療保健部】</p>